

事業報告書				
医療法人整理番号		00433		
報告期間	自	令和6年1月1日		
	至	令和6年12月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	医療法人社団 澄鈴会		分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
	分類①	社団（出資持分あり）		
	分類②	その他		
	分類③	基金制度不採用		
	(2) 事務所の所在地	都道府県		石川県
		市区町村		小松市
		町名・番地		矢田野町ヲ88番地
		建物名		
	従たる事務所の記載はこちら			
	(3) 設立認可年月日	平成16年4月21日		
	(4) 設立登記年月日	平成16年10月27日		
	(5) 理事長の氏名	姓		秋山
名		典子		
役員及び評議員の人数		9	理事長を含む人数を記載すること。	
役員及び評議員		記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2) 附帯業務	記載はこちら			
(3) 収益業務	記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	



[戻る](#)

様式 1 : 1-(2) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
大阪府	箕面市	牧落5丁目6番17号	栗津神経サナトリウム
石川県	能美市	辰口町971番地	アイリスメディカルクリニック

戻る

様式 1 : 1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	秋山	典子	理事長
理事	秋山	千晶	副理事長
理事	秋山	鈴子	
理事	秋山	太助	
理事	小林	克治	栗津神経サナトリウム管理者
理事	浦田	克己	栗津神経サナトリウム副院長
理事	田上	真次	箕面神経サナトリウム管理者
理事	中野	博之	アイリスメディカルクリニック管理者
監事	安部	俊和	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式1：2-(1) (G-MIS様式)

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

[戻る](#)

様式1：2-(2) (G-MIS様式)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
障害者福祉サービス事業		石川県小松市矢田野町788番地	グループホーム
障害者福祉サービス事業		大阪府箕面市牧落5丁目6番17号	グループホーム
相談支援事業所	小松市	石川県小松市矢田野町788番地	
相談支援事業所	能美市・川北町	石川県能美市辰口町971番地	
訪問看護ステーション		石川県小松市矢田野町788番地	サテライト（辰口町）
訪問看護ステーション		大阪府箕面市牧落5丁目6番17号	
地域包括支援センター	小松市	石川県小松市矢田野町798番地1	
障害児通所支援事業		石川県能美市辰口町971番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式1：2-(4)-(9) (G-MIS様式)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関費を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

[illegible]

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 澄鈴会
所在地 石川県小松市矢田野町788

※医療法人整理番号 00433

財 産 目 録
(令和 6年 12月 31日現在)

1. 資 産 額	1,157,316 千円
2. 負 債 額	1,062,757 千円
3. 純 資 産 額	94,559 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	832,130
B 固 定 資 産	325,186
C 資 産 合 計 (A + B)	1,157,316
D 負 債 合 計	1,062,757
E 純 資 産 (C - D)	94,559

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 澄鈴会
所在地 石川県小松市矢田野町388

※医療法人整理番号 00433

貸借対照表
令和6年12月31日 現在

(単位: 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	832,130	I 流動負債	875,094
現金及び預金	150,831	支払手形	
事業未収金	629,351	買掛金	
有価証券		短期借入金	500,000
たな卸資産	23,144	未払金	91,686
前渡金	0	未払費用	236,285
前払費用	1,408	未払法人税等	1,389
その他の流動資産	27,396	未払消費税等	1,685
		前受金	
		預り金	23,738
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	20,311
II 固定資産	325,186		
1 有形固定資産	155,523	II 固定負債	187,663
建物	50,629	医療機関債	
構築物	9,224	長期借入金	185,930
医療用器械備品	38,858	繰延税金負債	
その他の器械備品	40,300	その他引当金	
車両及び船舶	219	その他の固定負債	1,733
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	16,293		
2 無形固定資産	40,350	負債合計	1,062,757
借地権		純資産の部	
ソフトウェア	40,198	科目	金額
その他の無形固定資産	152	I 出資金	154,000
3 その他の資産	129,313	II 積立金	
有価証券		代替基金	
長期貸付金		繰越利益積立金	
保有医療機関債		その他積立金	-59,441
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用	118,156	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産	9,212	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	1,945	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	94,559
資産合計	1,157,316	負債・純資産合計	1,157,316

- (注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。
2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 医療法人社団 澄鈴会
所在地 石川県小松市矢田野町ヲ88

医療法人整理番号 00433

損 益 計 算 書

自 令和6年1月1日

至 令和6年12月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		3,513,769
	2 事業費用		
	(1) 事業費	3,924,991	
	(2) 本部費		3,924,991
	本来業務事業損失		411,222
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		227,233
	2 事業費用		
	附帯業務事業利益		227,233
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	収益業務事業利益		0
	事業損失		183,989
II	事業外収益		
	受取利息	48	
	その他の事業外収益	70,073	70,121
III	事業外費用		
	支払利息	6,663	
	その他の事業外費用		6,663
	経常損失		120,531
IV	特別利益		
	固定資産売却益		
	その他の特別利益		0
V	特別損失		
	固定資産売却損	0	
	その他の特別損失		0
	税引前当期純損失		120,531
	法人税・住民税及び事業税	1,389	
	法人税等調整額		1,389
	当期純損失		121,920

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 _____ 医療法人社団 澄鈴会
所在地 _____ 石川県小松市矢田野町788

※医療法人整理番号	00433
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	有限会社昌和商事	石川県小松市矢田野 町114-1	3,345,861	賃貸不動産業	不動産の賃貸	賃貸料の支払	395,349	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 澄鈴会

理事長 秋山 典子 殿

私（注1）は、医療法人社団 澄鈴会の令和6年会計年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書および関係事業者との取引の状況に関する報告書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和7年2月21日

医療法人社団 澄鈴会

監事 安部 俊和

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。